

競争入札参加に関する注意事項

(目的)

第1条 この注意事項は、関西高速鉄道株式会社（以下「会社」という。）が行う競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、関係法令並びにこの注意事項を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札手続に際し、会社の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、正常な入札執行を妨げたり、他の入札参加者の入札手続を妨害してはならない。
- 3 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書、補足説明書、質問回答書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札手続をしなければならない。
- 4 入札手続及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は工事費内訳書並びに委託費内訳書の内容を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、談合その他不正行為に関する事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

(入札参加資格等)

第4条 入札参加者は、入札公告において指定した期日までに、入札参加申込書（参加資格に関する書類を含む。）を会社に提出しなければならない。

- 2 前項の提出があった場合、会社はただちに入札参加資格の有無について審査を実施し、その結果を記載した通知書を当該入札参加者に交付するものとする。
- 3 会社は、落札候補者となった者に対して、開札後に、前項の審査を行った項目については事後確認を実施するとともに、それ以外の入札参加資格に関する項目については事後審査（以下、「事後確認と事後審査を併せて「事後審査等」という。）を実施するものとする。
- 4 落札候補者は、前項の事後審査等に必要な書類を、指定した日時までに会社に提出しなければならない。なお、事後審査等に必要な書類を提出しない落札候補者が、その意思を明示した書面を提出した場合はこの限りでない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。
 - (1) 第1項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
 - (2) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者

者又はなした者

(低入札価格調査資料の提出等)

第5条 低入札価格調査制度を適用する工事又は業務において、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札書を提出した落札候補者は、低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を指定した日時までに提出しなければならない。ただし、調査資料を提出しない落札候補者が、その意思を明示した書面を提出した場合はこの限りでない。その場合、その者が行った入札書は無効とする。

- 2 調査資料は、設計図書等の規定に従って作成しなければならない。

(入札保証金等)

第6条 入札保証金は、入札公告に定めのない限り、免除する。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札者が見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を会社に支払うものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。
 - (1) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - (2) 死亡・傷病・退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合
 - (3) その他、会社が特にやむを得ないと認めた場合

(入札書等の提出)

第7条 第4条第2項の審査の結果、入札参加資格が「有」とされた入札参加者（以下「有資格者」という。）は、定められた期間内に入札書を郵送（書留郵便に限る。）か、入札・開札日に持参しなければならない。

- 2 有資格者は、代理人をして入札させるときは、前項による提出時に委任状を併せて提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
- 3 入札書に記載する金額は、取引にかかる消費税及び地方消費税を含まない金額すること。
- 4 有資格者は、入札公告又は入札説明書に提出が定められている場合は、入札書の提出に際して当該入札金額の根拠となる工事費内訳書又は委託費内訳書）を提出しなければならない。ただし、第14条の2に規定する再度の入札の場合は、この限りではない。

(入札参加の辞退等)

第8条 入札参加者は、入札参加申込書を提出できる期間中は、入札参加の辞退又は入札参加申込書の取下げを行うことができる。

- 2 有資格者は、入札参加申込書を提出できる期間の終了後も入札書を提出するまでの間は、入札参加を辞退することができる。
- 3 入札参加者及び有資格者は、前2項に規定する入札参加の辞退又は入札参加申込みの取下げを行う場合は、書面によりその意思を明示しなければならない。ただし、一旦、入札参加の辞退又は入札参加申込みの取下げの意思を示した場合は、それを撤回することができない。
- 4 入札参加を辞退した者は、入札参加申込みを行うことができる期間中であっても当該入札案件に再度申請することはできない。ただし、入札参加申込みの取下げを行った場合については、再度の申請を行うことができる。
- 5 入札参加の辞退又は入札参加申込みの取下げを行った者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札参加者は、提出した入札書について、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札執行の取り止め等)

第10条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、会社が必要と認めるときは、入札執行を延期し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札執行を取り止めことがある。

- 2 前項の規定により会社が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めことがある。

(開札)

第11条 開札は、指定した日時に行い、開札の結果は、落札者決定後に会社ホームページにより公表するものとする。ただし、落札決定に至らない場合は公表しないものとする。

(入札書の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札書(第10号については、それぞれの入札書)は、無効とする。

- (1) 開札後、入札に参加する資格を満たさないと認められる事実が明らかになった場合
- (2) 入札の要素に錯誤があると認められた場合
- (3) 郵便により送付された入札書が所定の日時までに到達しない場合又は郵便若しくは使者により送付された入札書がその封筒の表記により当該入札の入札書であることを確認しがたい場合
- (4) 入札保証金の納付を必要とする場合で、入札保証金の納付がない場合又は入札保証金が所定の金額に達しない場合
- (5) 入札書の記載事項が不明な場合又は入札書に記名押印がない場合
- (6) 入札手続に関する権限を委任されていない代理人が入札した場合
- (7) 明らかに談合(連合)によると認められる入札を行った場合
- (8) 他人の競争参加を妨げ又は社員の職務の執行を妨害した場合
- (9) 著しく不正な価格をもって入札し、他人の正常な競争を妨げた場合
- (10) 同一人が同一事項の入札について2以上の入札書を提出した場合又は競争入札に参加する者若しくはその代理人が他の競争入札に参加する者の代理をして入札書を提出した場合
- (11) 入札公告又は入札説明書に提出が定められている場合において、工事費内訳書並びに委託費内訳書を提出しない場合(第7条第4項ただし書きの場合を除く。)
- (12) 入札公告又は入札説明書に提出が定められている場合において、提出された工事費内訳書並びに委託費内訳書に記載された金額と入札額が異なる場合
- (13) 事後審査等に必要な書類を、指定した日時までに提出しない場合
- (14) 低入札価格調査を実施した入札において、第5条第1項に基づき調査資料を提出しなければならないにもかかわらず、当該調査資料を提出しなかった場合
- (15) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して提出した場合

(失格)

第13条 次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 低入札価格調査制度を採用した入札で、次の各号のいずれかに該当すると認められ

る入札書を提出した者

- ① 会社の積算に計上している項目が見積られていない等必要な費用が計上されていない場合
 - ② 積算方法の説明ができない場合
 - ③ 下請け見積り内容が積算内訳に適正に反映されていない場合
 - ④ 当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 第5条に規定する調査資料を提出する意思を示したにもかかわらず、指定した日時までに、これを提出しなかった場合
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合
 - ⑦ 当該落札候補者と契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当であると判断された場合
- (2) 低入札価格調査制度を採用し、かつ、失格基準価格を設定した入札において、失格基準価格未満の価格の入札書を提出した者
- (3) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の価格の入札書を提出した者
- (4) 開札の日から落札決定の日までの期間において、次のいずれかに該当した者
- ① 会社より入札参加停止の措置を受けた者
 - ② 大阪府入札参加停止要綱又は大阪市入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者
 - ③ 大阪府入札参加停止要綱又は大阪市入札参加停止措置要綱別表に掲げる措置要件に該当した者（建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は同法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、入札公告に定める種類以外の種類に係るものを受けた者を除く。）
 - ④ 大阪府又は大阪市との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
 - ⑤ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は両要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (5) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

（落札者の決定）

第14条 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札書を提出した者（総合評価等競争入札を採用した場合においては、予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者のうち、評価値の最も高い者（詳細は入札説明書による））を落札候補者とし、その者に対する事後審査等の結果、資格があると確認された者を、落札者とする。ただし、次の各号に掲げる入札にあっては、当該各号に定めるものを落札候補者とする。

- (1) 最低制限価格制度を採用した入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札書を提出した者のうち、最低の価格をもって入札書を提出した者
- (2) 低入札価格調査制度を採用した入札にあっては、次に定める者
 - ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者の価格が、低入札価格調査基準価格以上の場合は、その価格をもって入札書を提出した者
 - ② 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者の価格が、低入札価格調査基準価格未満の場合は、その価格をもって入札書を提出した者で、前条第2号に該当しない入札書を提出した者

- 2 落札候補者となり得る者が2者以上あるときは、当該者による抽選により落札候補者を決定する。この場合、郵送により入札書を提出し抽選に参加できない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない会社社員を参加させるものとする。
- 3 落札候補者となった者の入札が無効となった場合、又はその者が失格となった場合は、次順位の者を落札候補者とする。
- 4 落札者が入札書に記載した金額に、消費税法上の税率及び地方税法上の地方消費税率により算出した金額を加算した金額を契約金額とする。なお、契約金額に1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

(再度の入札)

第15条 再度の入札を実施する場合は、再度の入札を実施する旨、再度の入札の入札書の提出期間、再度の入札の開札日及び当初入札（開札の結果、再度の入札を行うこととなつた当初に行つた入札をいう。以下同じ。）における予定価格を超える入札金額のうち最も低い入札金額を、入札参加者に通知する。なお、次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 当初入札において入札参加を辞退した者又は入札書を提出しなかつた有資格者
- (2) 当初入札において第13条第2号又は第3号に該当した者

2 再度の入札は1回限りとする。

(契約保証金等)

第16条 落札者は、落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 会社が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 会社が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関の保証

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

3 前2項によらない場合は、入札公告又は入札説明書の定めによるものとする。

(契約書の締結等)

第17条 契約を締結する場合は、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に会社に提出しなければならない。ただし、会社の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失うことがある。
- 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第13条第4号①から④までのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
- 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第13条第4号⑤に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

(異議の申出)

第18条 入札参加者は、入札書の提出後、この注意事項、契約書案の各条項、設計図書等について不明等を理由として異議を申し出ることはできない。

(消費税の取扱い)

第19条 予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(その他)

第20条 入札手続に際しては、すべて会社の指示に従わなければならない。

(制定 2020年2月26日)

入札参加申込書

年　月　日

(あて先)
関西高速鉄道株式会社
代表取締役社長

(申込者)
住 所
会社名
代表者 印



【一般競争入札の場合】

入札公告等に定める入札参加資格を有することを誓約し、競争入札参加に関する注意事項を熟知のうえ、必要書類を添えて、下記のとおり申し込みます。

【指名競争入札の場合】

仕様書等記載事項及び契約条項を承知のうえ、必要書類を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 案 件 名

2 入札参加に係る担当者

住 所
会社名
担当者
連絡先

(ご注意)

- この申込書は、 年 月 日 () までに提出してください。
- 申込者印は、代表者印を鮮明に押印してください。

入札書

関西高速鉄道株式会社 代表取締役社長 様

金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし

案件名

関係法令、設計図書等を確認のうえ、上記のとおり入札申込いたします。

年 月 日

所 在 地

入札者 商号又は名称

代表者氏名 印

(代理人) 印



(注) 入札書に記載する金額は、契約希望金額から消費税法上の税率及び地方税法上の地方消費税率により算出した金額を控除した金額である。

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア字体とすること。

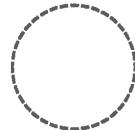
金額の頭に￥記号をつけること。

委任状

年 月 日

関西高速鉄道株式会社
代表取締役社長 様

委任者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

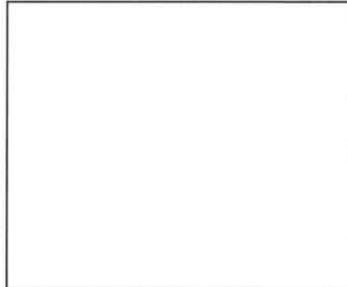


私は、
を代理人と定め下記案件に対する入札及び見積りに関する一切
の権限を委任いたします。

記

1 案件名 _____

2 受任者使用印鑑



年 月 日

誓 約 書

関西高速鉄道株式会社
代表取締役社長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名 印



下記の入札において、業者間における談合その他不正行為の事実は一切なかったことを誓約します。

もし、談合その他不正行為の事実が判明したときは、「競争入札参加に関する注意事項」に基づき当該入札を無効とされても異議はありません。

また、今後、談合その他不正行為の事実が判明した場合は、「契約書」に基づき契約を解除されても異議なく、損害賠償金及び遅延利息を請求されたときは、指定された期間内に支払うことを誓約します。

記

1 案件名

2 入札(開札)日時

